

浜名湖花博 2024 営業参加に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する浜名湖花博 20 周年記念事業（以下「浜名湖花博 2024」という。）の浜名湖ガーデンパーク会場（以下「会場」という。）内における営業に関し、必要な事項を定め、もって、浜名湖花博 2024 の円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 営業

この規則の定めるところにより、実行委員会と営業参加に関する契約（以下「契約」という。）を締結し、会場において、来場者に対し実行委員会以外の者が物品の販売、飲食及びサービスの提供等を行うことにより、収入を得る行為をいう。

(2) 営業参加者

この規則の定めるところにより、実行委員会と契約を締結し、実行委員会の建設した営業施設若しくは会場内の敷地（以下「敷地」という。）の全部若しくは一部の提供を受け営業を行う者、又は自ら営業施設を用意し、その施設で営業を行う者をいう。

第2章 営業参加の手續

(営業の要件)

第3条 実行委員会は、浜名湖花博 2024 の円滑な運営に支障がないと認める場所において、浜名湖花博 2024 の運営上必要と認める営業を行わせる。

2 営業参加者以外の者は、会場内において営業を行うことはできない。営業参加者であっても、実行委員会との契約において定められた場所以外の場所において営業を行うことはできない。

3 実行委員会は、浜名湖花博 2024 の営業の円滑な運営を行うため、営業参加者の管理業務を別に定める者（以下「管理事業者」という。）に委託することができる。

4 営業参加者は、自己の責任と危険負担において営業を行うものとし、営業成績を含む営業の結果について、実行委員会その他の第三者に責任を転嫁してはならない。また、浜名湖花博 2024 のイメージや品位を損ない、又は会場の秩序を乱す営業行為を行ってはならない。

(営業の種類及び形態)

第4条 この規則に定める営業の種類は、次のとおりとする。

(1) 飲食営業

ア カフェテリア

厨房の設備を有し、調理人が常駐して調理を行う店舗であって、固有の座席を有するもの。

イ テイクアウト売店

厨房の設備を有し、来場者が自由に持ち運びのできる飲食を販売する店舗であって、固有の座席を有しないもの。

(2) 物販営業

ア 公式記念品売店

浜名湖花博 2024 のマーク等を使用した商品（公式記念品）及び土産物、地域の特産品などを販売する店舗

イ 茶売店

茶関連商品を販売し、茶関連サービスを提供する店舗

ウ 農産物関連売店

農産物関連商品を販売する店舗

エ 花緑関連売店

花き、園芸用品を販売する店舗

(3) 自動販売機営業

飲料・氷菓・その他を提供する自動販売機

(4) 臨時営業

ア 出展参加に伴う臨時営業

出展参加者のうち実行委員会の許可を得て臨時に行う営業

イ 催事参加に伴う臨時営業

催事参加者のうち実行委員会の許可を得て臨時に行う営業

(5) その他

実行委員会が特に必要と認めたもの

(営業期間)

第5条 営業参加者の営業期間は、原則として令和6年4月6日から令和6年6月2日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、出展又は催事参加等に伴う臨時営業は、原則として当該参加のなされる期間のみ、実施を認める。

3 実行委員会は、その他実行委員会が必要と認める場合には、営業期間の変更を認めることができる。

(営業参加の申込み)

第6条 営業参加を希望する者は、実行委員会が別に定めるところに従い、実行委員会に申し込まなければならない。

(営業参加者の決定)

第7条 実行委員会は、別に設置する営業参加資格審査委員会における選考に基づき、営業参加者を決定する。

2 実行委員会は、営業参加者の決定について、その理由を一切公表しない。

(営業参加者決定の特例)

第8条 実行委員会は、営業参加を希望する者が、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらずその者を営業参加者に決定することができる。

(1) 出展参加に伴う臨時営業者

(2) 催事参加に伴う臨時営業者

(3) その他実行委員会が特に認めた者

(営業参加契約)

第9条 実行委員会は、第7条及び第8条の規定により決定された営業参加者と契約を締結する。

2 契約は、おおむね次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 契約の目的に関する事。
- (2) 賃借権等の不発生に関する事。
- (3) 契約の期間に関する事。
- (4) 納付金に関する事。
- (5) 保証金に関する事。
- (6) 通知及び届出に関する事。
- (7) 契約の解除に関する事。
- (8) 諸規則等及び実行委員会の指示の遵守に関する事。

(契約の解除)

第10条 実行委員会は、営業参加者が次の各号の一に該当することにより浜名湖花博2024の運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 実行委員会の指定する日に営業を開始しないとき又は営業を開始することができないと認められるとき。
- (2) 実行委員会の承認を受けないで営業を休止したとき。
- (3) 納付金の納付を怠り、かつ、実行委員会の催告を受けてもなお実行委員会が指定する期限までに納付しないとき。
- (4) 関係行政機関から、会場内での営業について、営業許可の取消処分又は営業の停止処分を受けたとき。
- (5) 営業の売上高に関して故意に不正の報告を行ったとき。
- (6) 後見開始の審判、又は破産の宣告を受ける等、行為能力を喪失したとき。
- (7) 契約内容の履行状況及び営業の状況を確認するため実行委員会及び管理事業者が行う営業参加者施設への立入調査を妨害したとき。
- (8) 差押え、銀行取引停止処分を受ける等信用を著しく喪失したと認められるとき。
- (9) 諸規則等及び契約の規定に違反したとき。

2 実行委員会は、前項の規定により契約を解除した場合は、既納の納付金及び保証金は営業参加者に返還しない。

3 契約を解除された営業参加者は、その所有し、又は専有する不動産及び動産を実行委員会又は実行委員会の指名する第三者が浜名湖花博2024の期間中利用することを認めなければならない。

4 前2項の規定は、実行委員会が営業参加者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

第3章 経費負担

(納付金)

第11条 営業参加者は、実行委員会に対して次の各号に定める納付金を期日までに納付しなければならない。ただし、実行委員会が浜名湖花博2024の運営上特に必要と認める場合には、その全部又は一部を免除することができる。

(1) 営業参加料

実行委員会から営業施設又は敷地の提供を受け、これを使用して営業を行う対価であって、当該営業施設又は敷地ごとに実行委員会が別に定める金額とする。

(2) 売上納付金

営業の売上高に応じて納付する納付金であって、売上高に対し、実行委員会が別に定める率を乗じて得た額とする。この場合の売上高は、商品の販売価格又はサービスの料金の合計額(税込み)とする。

2 営業参加者は、納付期限を経過して納付金を納付する場合には、納付金額に年 14.6%の延滞金を加算して支払わなければならない。

(売上金の取扱い)

第 12 条 営業参加者は、売上金の取扱いに関して、次の各号に掲げる事項及び実行委員会が別に定める売上金取扱要領に従わなければならない。

- (1) 売上高を正確に記録し、かつ会計帳簿を整理すること。
- (2) 営業の売上高に関する報告書を実行委員会に提出すること。
- (3) 掛売りを行わないこと。

(保証金)

第 13 条 営業参加決定者は、契約の履行を担保するため契約締結後実行委員会が別に定める日までに保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の保証金の額は、実行委員会が別に定める額とする。
- 3 実行委員会は、第 2 項に定める保証金については、施設の規模、営業内容等諸般の事情を勘案し、その全部又は一部を免除することができる。
- 4 実行委員会は、営業参加者が契約で定められた義務を完全に履行したときは、履行の確認後、保証金の全額を営業参加者に返還する。なお、保証金には利息を付さない。

(施設・設備に関する費用負担)

第 14 条 営業参加者は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に掲げる費用を負担しなければならない。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。

- (1) 別途定める店舗の装飾及び内装に要する費用
- (2) 別途定める店舗又は敷地にかかる給排水及び電気工事等に要する費用
- (3) 営業及び運営に要する費用
- (4) 原状復旧に要する費用
- (5) 上記 (1) から (4) に付随して生ずる費用
- (6) 実行委員会が特に必要と認めたもの

(用役の提供)

第 15 条 実行委員会は、諸規則等の定めるところにより、原則営業参加者の負担において給排水、電気等の用役を提供する。ただし、不可抗力によりその提供が困難又は不能となった場合は、実行委員会はその責めを負わない。

第 4 章 営業施設の工事等

(営業の準備)

第 16 条 営業管理本部は、該当する営業施設に対し、営業に必要な内装、設備、什器、備品類の設置等を除く店舗施設の建設を行う。

- 2 営業参加者は、その負担において、営業開始 10 日前までに営業のために必要な内装等の工事を行い、営業の準備を完了しなければならない。
- 3 実行委員会は、内装工事その他の工事に関し必要があると認めた場合には、実行委員会の職員及び管理事業者をして当該施設に立入調査をさせることができる。
- 4 実行委員会は、前項の立入調査の結果、当該工事が諸規則等及び指示に適合しないと認めた場合には、営業参加者に対し、必要な指示を行うことができる。
- 5 その他、営業参加者は、営業の開始に先立ち、法令に基づく諸手続を所定の期日までに終

えなければならない。

(維持管理)

第 17 条 実行委員会から営業施設又は敷地の提供を受けた営業参加者は、善良なる管理者の注意をもって当該営業施設又は敷地を管理しなければならない。

- 2 実行委員会は、自ら施工して営業参加者に提供した営業施設を修理する必要があると認められた場合には、実行委員会の負担においてこれを修理する。ただし、営業参加者の責めに帰すべき損傷については、営業参加者の負担とする。
- 3 実行委員会が、保安上必要があると認め、営業参加者にその営業施設の修理を指示したときには、営業参加者はその指示に従わなければならない。
- 4 営業参加者は、前項の規定により営業施設を修理する場合には、実行委員会の指示する時間及び期限までに行わなければならない。
- 5 営業参加者は、自ら営業施設を修理及び改修する場合には、実行委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(撤去)

第 18 条 営業施設及び敷地の貸与を受けた営業参加者は、営業期間終了後 10 日以内に営業施設を自己の負担において、原状に復旧して実行委員会に返還しなければならない。ただし、実行委員会が別段の指示をしたものはこの限りでない。

- 2 実行委員会は、営業参加者が正当な事由なく前項の義務を履行しないときは、営業参加者に代わって、営業参加者の負担において、必要な措置を講ずることができる。
- 3 営業参加者は、営業に供した施設、設備及び器具等を会場外へ搬出するときは、搬出の時期及び方法について実行委員会に連絡し、その指示を受けなければならない。
- 4 営業参加者は、営業施設又は敷地を実行委員会に返還するに当たり、実行委員会に対し、立退料、営業施設のために支出した費用等を請求することはできない。
- 5 第 10 条の規定により契約を解除された者についても前項の規定を準用する。

第 5 章 運営

(営業参加者の責務)

第 19 条 営業参加者は、第 5 条に定める営業期間中は、第 9 条の規定により締結した契約に基づく営業を行わなければならない。

- 2 営業参加者は、常に営業の場所を清潔かつ衛生的にし、営業内容について入場者に満足を与えるように努めなければならない。
- 3 営業参加者は、営業施設若しくは敷地の全部若しくは一部を第三者に使用させ、転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、実行委員会の承認を得て、自己の営業事務を第三者に委託する場合はこの限りではない。
- 4 営業参加者は、輸入物品を販売する場合は、法令の定めるところにより、事前に必要な輸入手続（関税等の納付を含む。）を行わなければならない。

(営業時間)

第 20 条 実行委員会は、別に定める浜名湖花博 2024 の開場及び閉場の時刻を考慮して、営業時間を定める。

- 2 営業参加者は、前項の営業時間中自己の営業を休止することはできない。ただし、事前に実行委員会に申し出てその承認を得た場合には、この限りではない。

3 実行委員会は、浜名湖花博 2024 の運営上必要であると認める場合には、第 1 項の営業時間の変更を指示することができる。この場合、営業参加者は、その指示に従わなければならない。

4 営業参加者は、前項の規定による営業時間の変更を理由として、実行委員会に対して、損害の賠償を請求することはできない。

(販売品等の搬入及び搬出)

第 21 条 営業参加者は、営業の用に供する販売品、材料、営業用器具、容器類等（以下「販売品等」という。）の会場内への搬入及び会場外への搬出については、実行委員会の指示に従わなければならない。

(販売品目及び定価等)

第 22 条 営業参加者は、営業の開始に先立ち、販売品目及びサービス内容を実行委員会と協議して定めなければならない。販売品目及びサービス内容を変更する場合も同様とする。

2 営業参加者は、営業の開始に先立ち、販売品の定価及びサービスの料金を実行委員会と協議して定めなければならない。

3 営業参加者は、前 2 項の規定により定められた品目、価格又は料金以外で営業を行ってはならない。ただし、閉園間際等の値下げについてはこの限りではない。

4 営業参加者は、営業の場所に利用者が容易に識別することができる方法で、定価表及び料金表を表示しなければならない。

5 実行委員会は、第 1 項及び第 2 項の規定により販売品目及び販売価格等に関し協議中であっても、浜名湖花博 2024 の運営上必要があると認めるときは、営業参加者に対し販売品等の品目及び価格等を指示することができる。

6 営業参加者は、前項の指示があったときは、協議が整うまでの間、当該指示に従って営業を行わなければならない。

(諸規則等の遵守)

第 23 条 営業参加者は、次の各号に掲げる者に、諸規則等の規定、営業に関する契約内容及び実行委員会と管理事業者が浜名湖花博 2024 の運営上必要と認めて行う指示を遵守させなければならない。

(1) 営業参加者の営業に従事する者（以下「従業員」という。）

(2) 販売品等を営業者のために会場内に搬入し、又は会場外へ搬出する者

(3) 営業参加者の営業施設等に必要な工事を行う者及びこれらの工事に従事する者

(4) 営業参加者のために催事を行う者及びその被雇用者

(従業員の管理)

第 24 条 営業参加者は、従業員の管理に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 健康管理を十分行うこと。

(2) 応接態度に留意し、その向上を期すること。

(3) 入場者に好感を与えるような被服を着用させること。

(4) 被服の上衣には実行委員会が別に定める業務入場証を常に着用させること。

(5) みだりに所定の営業場所以外に従業員の服装のまま立入らせないこと。

2 実行委員会は、従業員が諸規則等の規定及び実行委員会の指示に従わないとき又は従業員の行為が会場の秩序を維持する上で適当でないと認めたときは、営業参加者に指示して、当該従業員を会場から退去させ、又は当該従業員が会場内の営業に従事することを禁ずること

ができる。

(連絡場所の届出)

第 25 条 営業参加者は、次の各号に掲げる事項を実行委員会に届けなければならない。

- (1) 会場内における責任者の氏名及び連絡場所
- (2) 会場外における責任者の氏名及び連絡場所
- (3) 従業員の氏名、生年月日、現住所等

2 営業参加者は、次の各号に掲げる事項を遅滞なく実行委員会に届けなければならない。

- (1) 前項に係る届出事項の異動
- (2) 営業参加者の商号、組織、所在地、代表者、定款等の変更

第 6 章 その他

(浜名湖花博 2024 のマーク等の使用)

第 26 条 営業参加者は、浜名湖花博 2024 のマーク等を販売及び広告等に使用する場合は、浜名湖花博 2024 マーク等使用取扱要綱の定めにより事前に実行委員会の許可を受けなければならない。

(場内撮影等)

第 27 条 営業参加者は、販売等を目的として、会場内の全部若しくは一部を撮影し、録画し、描写し、録音し、又は複製する場合には、事前に実行委員会の承認を受けなければならない。

(営業に付随する催事)

第 28 条 営業参加者は、実行委員会の承認を得て、その営業の場所において営業に付随して、音楽、舞踏その他の催事を行うことができる。

(広告)

第 29 条 営業参加者は、自己の営業場所において、自己の名称及び製品に関する看板、ポスター、パンフレット等の広告物を、事前に実行委員会の許可を得て掲示することができる。

- 2 営業参加者は、自己の営業場所以外の場所において、広告物を掲示し、又は配布してはならない。ただし、実行委員会が特別に許可した場合はこの限りでない。
- 3 実行委員会は、会場の秩序及び安全又は全体の調和を維持する上で必要があると認めるときには、広告物の撤去又は変更を命ずることができる。

(印刷物の配布又は試食品の提供)

第 30 条 営業参加者は、実行委員会の承認を受けて、自己の営業の場所において、パンフレットその他の印刷物若しくは見本を配布し、又は試食品を提供することができる。

(立入調査)

第 31 条 実行委員会は、契約内容の履行状況及び営業の状況を確認するため、実行委員会の職員又は管理事業者をして営業参加者の営業の場所又は施設に立入調査させることができる。

- 2 営業参加者は、前項の立入調査の結果に基づき、実行委員会及び管理事業者から指示を受けた場合には、直ちに必要な是正又は改善の措置を講じなければならない。

(浜名湖花博 2024 の中止等)

第 32 条 実行委員会は、不可抗力により浜名湖花博 2024 の全部若しくは一部の中止又は期間の変更を行うことができる。

- 2 前項の規程は、直ちに参加者に通知されるものとする。

3 第1項の決定に伴う参加者の不利益については、実行委員会はその責めを負わない。

(その他)

第33条 この規則の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月12日から施行する。